

ハラール認証取得支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 ハラール認証取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、ハラールに対応した受入環境を充実させることにより、観光地としての高付加価値化を図ることを目的とし、旅館・ホテル、飲食店、食品製造事業者その他の民間事業者がハラール認証を受けるために行う施設整備等に要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において、「ハラール認証」とは、対象となる商品がイスラム法に則って生産・提供されたものであることをハラール認証機関（国際ハラール認証団体に限る）が監査し、一定の基準を満たしていると認めることをいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第4条 知事は、県内の店舗・宿泊施設において提供する商品に関して施設整備を行い、ハラール認証を受けた事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2. 本補助金の補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%

以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(2) 補助事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書(様式第7号)により支払うものとする。

(財産の処分及び管理)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(明細表)(様式第8号)を備え管理するとともに、第9条に規定する実績報告書に取得財産等管理台帳(明細表)を添付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により経済産業大臣が別に定める期間を経過する以前に、取得財産等(取得価格が5万円以上又は効用の増加価格が5万円以上の

機械、器具、備品及びその他の財産に限る。)を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、第7条第2号の補助事業の廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(成果の共有等の協力)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、本事業に関するデータの提供や成果の公表等について、補助事業者に対して協力を求めることができる。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表（第4条関係）

補助対象経費		補助限度額	補助率
経費区分	経費の内訳	1,000千円 (下限額は50千円)	1/2以内
施設	製造施設、調理施設、貯蔵施設等の建設及び修繕工事等に要する経費		
設備	備品・什器の購入及び修理に要する経費		